

振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ

警察及び振り込んだ先の金融機関へ連絡を!

振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります!



- 振り込め詐欺救済法(※)**に基づき、振り込んだ口座の残高や他に同じ被害にあった方の被害額に応じて、被害額の全部又は一部(被害回復分配金)の支払いを受けられる可能性があります。
- 振り込め詐欺のほか、**社債、未公開株等の取引を装った詐欺やヤミ金融などの被害も、振込みにより被害が発生した場合は、振り込め詐欺救済法の対象**となります。
- 被害にあってしまった場合や被害が疑われる場合には、速やかに**警察、消費生活センターや振り込んだ先の金融機関**へご連絡下さい。
- 支払いを受けるためには、振り込んだ先の金融機関への支払申請が必要です。**既に警察や消費生活センター等へ連絡を行った場合でも、**振り込んだ先の金融機関への連絡は必ず行って下さい。**
- 金融機関への支払申請を行う際に、申請書の書き方その他ご不明な点がありましたら、**振り込んだ先の金融機関の職員**にお気軽にご相談下さい。

注意事項

- ・振り込んだ先の口座に十分な残高が残っていなかったり、他にも同様の被害にあった方がいる場合には、被害額に比べて被害回復分配金の支払額が少なくなったり、支払いが行われない場合もあります。
- ・実際に支払いを受けるまでには、当該口座の失権手続の期間や支払申請の期間が必要なため、連絡して直ちに支払いが受けられるものではありません(支払いまでに少なくとも半年以上かかるのが一般的です)。
- ・支払申請の期間内に申請を行わなければ、支払いを受けることはできません。また、他の被害者の申請により、既に支払手続が終了している場合もあります。

※**振り込め詐欺救済法**とは、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座(犯罪利用預金口座)に**一定の残高が残っている場合、当該残高を原資として被害回復分配金の支払いを行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律**であり、平成20年6月に施行されています。

金融庁HP <http://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/index.html> (振り込め詐欺救済法の詳細等を掲載しています)

預金保険機構HP <http://furikomesagi.dic.go.jp/> (被害回復分配金の支払対象となっている口座を確認できます)

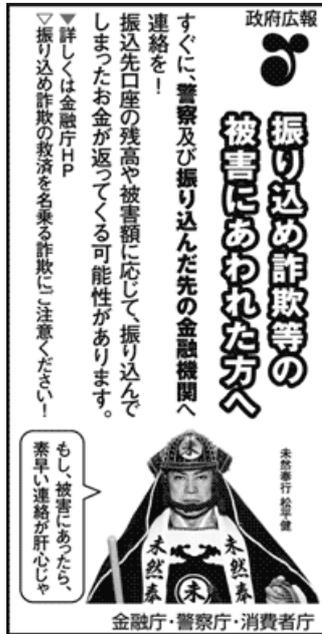
金融庁/消費者庁/警察庁/財務省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省

突出し広告

平成24年10月掲載

振り込め詐欺救済法に基づく返金手続

振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ



画像をクリックすると、大きい画像が別ウィンドウで表示されます(GIF画像)

10月22日 読売新聞

10月23日 北海道新聞、東京・中日新聞、西日本新聞

10月24日 産経新聞

10月25日 毎日新聞

10月26日 釧路新聞、十勝毎日新聞、苫小牧民報、室蘭民報、函館新聞、東奥日報、陸奥新報、デーリー東北、秋田魁新報、岩手日報、岩手日日、山形新聞、河北新報、福島民報、福島民友、上毛新聞、茨城新聞、下野新聞、千葉日報、神奈川新聞、埼玉新聞、常陽新聞、新潟日報、北日本新聞、北國・富山新聞、福井新聞、日刊県民福井、信濃毎日新聞、長野日報、山梨日日新聞、静岡新聞、岐阜新聞、東愛知新聞、市民タイムス、中部経済新聞、奈良新聞、京都新聞、神戸新聞、伊勢新聞、紀伊民報、山陽新聞、中國新聞、日本海新聞、山陰中央新報、山口新聞、四國新聞、愛媛新聞、徳島新聞、高知新聞、島根日日新聞、佐賀新聞、長崎新聞、大分合同新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムス、南海日日新聞、八重山毎日新聞、宮古毎日新聞、夕刊デイリー

10月27日 朝日新聞

10月28日 日本経済新聞